

(その1)

収 支 報 告 書

令和3年分

(年 月 日開催分)

1 政治団体の名称

(ふりがな) しょうせいかい /
昌政会 /

2 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市小手指町2-12-4 ユーケー小手指101号室 /

3 代表者の氏名

柴山 昌彦 /

4 会計責任者の氏名

大塚 隆浩 /

事務担当者の氏名

渡邊 洋平

(電話)

04-2924-5100

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

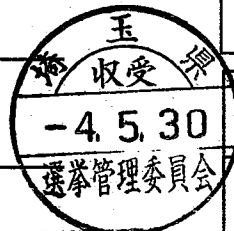
活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
公職の種類 <u>衆議院議員(現職)</u>	
資金管理団体の届出をした者の氏名 <u>柴山 昌彦</u>	

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 <u>柴山 昌彦</u>	
公職の種類 <u>衆議院議員(現職)</u>	

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで



告示用コード				
1	0	0	2	50

団体コード				
2	1	2	1	79

収受	入力	枚数	
0/0		26	0

(その2)

収 支 の 状 況

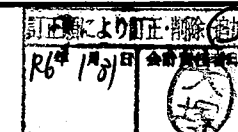
1 収支の総括表

収 入 総 額	24,875,515
(前年からの繰越額)	6,605,452
(本年の収入額)	18,270,063
支 出 総 額	10,322,170
翌年への繰越額	14,553,345

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	



(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額				2	6	1	3	5	5	1	5
(前年からの繰越額)					6	6	0	5	4	5	2
(本年の収入額)				1	9	5	3	0	0	6	3
支 出 総 額				1	0	3	2	2	1	7	0
翌年への繰越額				1	5	8	1	3	3	4	5

2 収入項目別金額の内訳

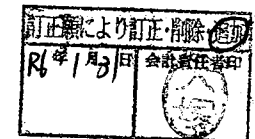
(1) 個人の負担する党費又は会費											
金 額											0
員 数											0 ^人

(2) 寄 附											
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額						備 考				
(ア) 個人からの寄附						0					
(ア)のうち特定寄附						0					
(イ) 法人その他の団体からの寄附						0					
(ウ) 政治団体からの寄附						0					
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)						0					
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)						0					
イ 政党匿名寄附						0					
合 計 (ア + イ)						0					

訂正欄により訂正(削除)追加
 R6年1月31日 会計責任者印

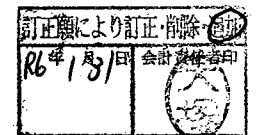
(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
行番号	事業の種類	金額	備考
1	衆議院議員 柴山昌彦君の更なる飛躍を願う会	18,270,000	令和3年12月21日 ホテルニューオータニ 東京都千代田区紀尾井町4-1
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	合計	18,270,000	



(その10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳						
行番号	特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額	対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
1	衆議院議員柴山昌彦君の更なる飛躍を願う会	18,270,000	913	R3/12/21	ホテルニューオータニ 東京都千代田区紀尾井町4-1	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	合計	18,270,000				



(その10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳

行番号	特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額							対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考			
		十 萬	百 万	千	百	十	百	十					円		
1	衆議院議員柴山昌彦君の更なる飛躍を願う会		1	9	5	3	0	0	0	0	976	R3/12/21	ホテルニューオータニ		

この頁の小計			1	9	5	3	0	0	0	0	0
合 計			1	9	5	3	0	0	0	0	0

訂正により訂正(削除)追加
 R6 年 1月 8日


(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		金額							備考		
項目		十	百	千	千	百	十	円			
1 経常経費											
(1) 人件費			1	7	7	7	4	3	0		
(2) 光熱水費									0		
(3) 備品・消耗品費				4	9	1	6	8	5	/	
(4) 事務所費			1	2	7	8	4	7	0	/	
小計			3	5	4	7	5	8	5	/	
2 政治活動費											
(1) 組織活動費			2	7	3	9	0	9	0	/	
(2) 選挙関係費									0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費			4	0	3	4	9	7	5	/	
ア 機関紙誌の発行事業費									0		
イ 宣伝事業費									0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費			4	0	3	4	9	7	5	/	
エ その他の事業費									0		
(4) 調査研究費							5	2	0	/	
(5) 寄附・交付金									0		
(6) その他の経費									0		
小計			6	7	7	4	5	8	5	/	
合計			1	0	3	2	2	1	7	0	/

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳					項目別区分 3.備品・消耗品費				
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
16	花代			11	000	R3/10/18	フローリスト遊花	埼玉県所沢市狭山ヶ丘1-9-5	
17	お茶代			24	829	R3/12/25	株式会社新井園本店	埼玉県所沢市小手指町1丁目15番5	
この頁の小計				35	829				
その他の支出				124	415				
合 計				491	685				

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳						項目別区分 4.事務所費			
行番号	支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
16	郵送料			155	484	R3/8/27	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
17	監査報酬			47	900	R3/9/6	九貴克博税理士事務所	埼玉県所沢市上新井4-66-14	
18	監査報酬			47	900	R3/10/5	九貴克博税理士事務所	埼玉県所沢市上新井4-66-14	
19	監査報酬			47	900	R3/11/5	九貴克博税理士事務所	埼玉県所沢市上新井4-66-14	
20	監査報酬			47	900	R3/12/6	九貴克博税理士事務所	埼玉県所沢市上新井4-66-14	
21	監査報酬			55	000	R3/12/9	九貴克博税理士事務所	埼玉県所沢市上新井4-66-14	
22	報酬源泉徴収税			35	654	R3/12/23	所沢税務署	埼玉県所沢市並木1-7	
この頁の小計				437	738				
その他の支出				41	218				
合計				1278	470				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分					
				1. 組織活動費 (渉外交渉費)					
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
31	左藤章君と新しい日本を考える講演会会費			20	0000	R3/7/6	左藤章君と新しい日本を考える講演会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第2議員会館924号室	
32	細田健一君を育てる会会費			20	0000	R3/7/6	細田健一君を育てる会事務局	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第2議員会館1220号室	
33	遠藤利明政経セミナー会費			20	0000	R3/7/6	遠藤利明政経セミナー事務局	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第1議員会館703号室	
34	若林けんた君を励ます会会費			20	0000	R3/7/6	若林けんた君を励ます会事務局	東京都板橋区赤塚新町2-1-9-I	
35	地域政策研究会会費			20	0000	R3/7/6	地域政策研究会	長野県安曇野市豊科4667-14	
36	櫻田義孝君を励ます会会費			20	0000	R3/7/6	自由民主党千葉県第8選挙区支部	千葉県柏市正連寺373-3	
37	後藤茂之を励ます会会費			20	0000	R3/7/7	藤信会	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第1議員会館704号室	
38	衆議院議員田中和徳新都市構想セミナー会費			20	0000	R3/7/7	1	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第1議員会館1010号室	
39	さいとう健君に夢を託す会会費			20	0000	R3/7/7	さいとう健君に夢を託す会	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第1議員会館822号室	
40	中西けんじ政経研究会会費			20	0000	R3/7/8	中西けんじ政経研究会	神奈川県横浜市中区真砂町4-43木下商事ビル8F	
41	堀内のり子さんを励ます会会費			20	0000	R3/7/8	堀内のり子さんを励ます会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第2議員会館407号室	
42	衆議院議員村上誠一郎国政報告会会費			20	0000	R3/7/8	信誠会	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第1議員会館1224号室	
43	今村雅弘君と明日の日本を語る会会費			20	0000	R3/7/8	今村雅弘君と明日の日本を語る会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第2議員会館1210号室	
44	衆議院議員三原朝彦君を励ます会会費			20	0000	R3/7/8	国際政経研究会衆議院議員三原朝彦君を励ます会	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第1議員会館912号室	
45	片山さつき後援会会費			20	0000	R3/7/9	片山さつき後援会	東京都千代田区永田町2-1-1参議院議員会館420号室	
この頁の小計				310	0000				
その他の支出									
合計									

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分					
				1. 組織活動費 (渉外交渉費)					
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
106	小田原きよし君を励ます会会費			200	0000	R3/12/16	自由民主党東京都第二十一選挙区支部	東京都立川市高松町3-14-11	
107	衆議院議員宮崎政久国政セミナー会費			200	0000	R3/12/16	ミヤザキ政久後援会	沖縄県宜野湾市宜野湾1-1-1-2F	
108	元政会会費			200	0000	R3/12/16	元政会	東京都港区青山4-8-15-302	
109	東京修友会会費			200	0000	R3/12/17	東京修友会	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第1議員会館1214号室	
110	衆議院議員野中あつし君を育てる会会費			200	0000	R3/12/17	衆議院議員野中あつし君を育てる会事務局	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第1議員会館419号室	
111	7			200	0000	R3/12/20	8	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第2議員会館1115号室	
112	恭友会会費			200	0000	R3/12/20	恭友会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第2議員会館410号室	
113	総合政策研究会会費			200	0000	R3/12/20	総合政策研究会	兵庫県明石市相生町2-8-21-201	
114	新藤義孝トークフォーラム会費			200	0000	R3/12/20	新藤義孝トークフォーラム	埼玉県川口市並木1-10-22-1F	
115	江風会会費			200	0000	R3/12/20	江風会	東京都千代田区永田町2-1-1参議院議員会館1103号室	
116	ほさかやすし君を育てる会会費			200	0000	R3/12/21	ほさかやすし君を育てる会事務局	埼玉県朝霞市本町2-1-1-202	
117	あべ俊子政策研究所会費			200	0000	R3/12/22	あべ俊子政策研究所	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第1議員会館514号室	
118	江渡あきのり君を励ます会会費			200	0000	R3/12/22	江渡あきのり君を励ます会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第2議員会館1021号室	
119	フォーラム・フロンティア会費			200	0000	R3/12/23	フォーラム・フロンティア	東京都調布市布田1-3-1-2F	
120	衆議院議員山下たかし君を激励する会会費			200	0000	R3/12/23	自由民主党岡山県第二選挙区支部	岡山県岡山市中区平井6-3-13	
この頁の小計				3000	0000				
その他の支出									
合 計									

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 5.政治資金パーティー開催事業費 (パーティー事業費)									
行番号	支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考				
		十億	百万	千	円								
1	案内状印刷代			5	8	6	3	0	0	R3/12/27	田商ビーアール株式会社	東京都新宿区西早稲田1-11-6-1F	
2	会議室料		3	4	4	8	6	7	5	R3/12/28	株式会社ニュー・オータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1	
	この頁の小計			4	0	3	4	9	7	5			
	その他の支出									0			
	合計			4	0	3	4	9	7	5			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 7.調査研究費 (書籍代)				
行番号	支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
	この頁の小計								0
	その他の支出								5,200
	合計								5,200

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(別紙)

様式	注釈番号	見切れ文字列 (同一の注釈番号で2行に記載がある場合、上段が訂正後、下段が訂正前)
その14 4.事務所費	*1	出入国在留管理業務の適正運用を支援する議員連盟
その15 1.組織活動費 (渉外交際費)	*1	衆議院議員田中和徳新都市構想セミナー実行委員会
その15 1.組織活動費 (渉外交際費)	*2	棚橋泰文君と21世紀を拓く会フォーラム会費
その15 1.組織活動費 (渉外交際費)	*3	江藤拓「希望ある未来を拓く」政経セミナー会費
その15 1.組織活動費 (渉外交際費)	*4	江藤拓「希望ある未来を拓く」政経セミナー事務局
その15 1.組織活動費 (渉外交際費)	*5	参議院議員大野敬太郎君を囲む会フォーラムK会費
その15 1.組織活動費 (渉外交際費)	*6	加藤勝信君と日本の未来を語る会セミナー会費
その15 1.組織活動費 (渉外交際費)	*7	衆議院議員稲田朋美さんと道義大国を目指す会会費
その15 1.組織活動費 (渉外交際費)	*8	衆議院議員稲田朋美さんと道義大国を目指す会実行委員会

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年5月16日

政治団体の名称 昌政会

会計責任者の氏名 大塚 隆浩

代表者の氏名
(解散時のみ記入)

(オンライン提出)

政治資金監査報告書

令和4年5月10日

昌政会

代表 柴山 昌彦 殿

登録政治資金監査人

丸貫克博

登録番号

第2371号

研修終了年月日

平成21年5月25日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、昌政会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することである。
- (4) この政治資金監査は、昌政会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。なお領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

3 業務制限

昌政会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、昌政会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上